平成２６年（フ）第１１号
京都府福知山市字長田649番地の４
債務者　正木　　薫
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
高知市秦南町１丁目８番５―10号
債務者　上田　　智
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４４号
長崎県長崎市神ノ島町１丁目157番地
債務者　石本　健次
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８７号
盛岡市高松４丁目７番82号　ロフティハウスＡ号
債務者　豊島　沙織
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８号
福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字土手外192番地の30、前住所福島県会津若松市大塚２丁目６番24号　エステートグリーンリバー１Ｆ11号
債務者　板橋小百合
1　決定年月日時　平成26年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
群馬県太田市吉沢町721番地２、前住所群馬県桐生市元宿町24番地の７
債務者　森田　成美
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第５４号
埼玉県熊谷市中曽根1177番地
債務者　染野　静香
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５８号
埼玉県比企郡ときがわ町大字瀬戸元下358番地５
債務者　川又　　明
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第５９号
埼玉県比企郡ときがわ町大字瀬戸元下358番地５
債務者　川又　久子
1　決定年月日時　平成26年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２１４号
名古屋市港区本宮町５丁目２番地　マリンズ本宮101号
債務者　Ｇこと　東村美千代
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７０号
愛知県大府市梶田町４丁目１番地　三菱社宅Ｅ棟102号、従前の住所愛知県刈谷市池田町１丁目251番地　レオパレス池田206号
債務者　高木　　均
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０８号
愛知県瀬戸市水無瀬町43番地の８、従前の住所愛知県瀬戸市苗場町48番地の２　スペリア瀬戸201
債務者　内藤　武美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０９号
愛知県瀬戸市水無瀬町43番地の８、従前の住所愛知県瀬戸市苗場町48番地の２　スペリア瀬戸201
債務者　内藤貴美子
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３０７号
福岡市南区野間１丁目12番５―505号
債務者　北本　直子
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１３号
福岡県古賀市谷山740番地22
債務者　水上　哲弥
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３２３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原389番地１シャーメゾンコスモＡ棟103号
債務者　黒川　　司
1　決定年月日時　平成26年４月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所第４民事部